

米国の関税措置に対する国内対応について

2025年4月8日

米国の自動車に対する追加関税措置及び相互関税措置への対応

- 米国の自動車に対する追加関税措置及び相互関税措置は、今後、国内産業の広範囲に影響が及ぶ可能性があるため、しっかりと精査し、我が国産業や雇用を守るために必要となる支援に万全を期す。
- 経済産業省では、4月3日に「米国関税対策本部」を設置。国内産業の影響の精査や、必要な対応の検討を加速。加えて、短期の支援策を3つの柱で以下のとおり実施。

① 全国の特別相談窓口の設置

- 各地の経済産業局、政府系金融機関、商工団体、中小企業基盤整備機構等に特別相談窓口を設置（全国約1,000箇所）。必要な周知広報を徹底。
- 「プッシュ型の影響把握」として、副大臣や政務官が自動車産業が集積している地域に訪問し、部品サプライヤー等との意見交換を行い、現地の声をしっかりと確認。

② 資金繰りや資金調達への支援

- 関税影響を受けた中小企業向けにセーフティネット貸付の利用要件（売上高前年同期比5%以上減）を緩和。また、官民金融機関に対し影響を受ける中小企業の相談に丁寧に応じるよう要請。
- 日本貿易保険（NEXI）を通じ、海外子会社への融資に対する保険を付与。また、関税措置に起因した損失を、NEXI輸出保険のカバー対象に。

③ 中堅・中小自動車部品サプライヤーの事業強化のための支援

- 中堅・中小自動車部品サプライヤーに対して経営アドバイスや施策紹介等を行う「ミカタプロジェクト」や、設備投資等に対する支援策（ものづくり補助金、新事業進出補助金の優先採択）を展開。
- サプライチェーンにおいて適切な価格転嫁が阻害されないよう、関係業界に対し要請。

特別相談窓口の設置

- これまでのJETROに加え、政府系金融機関、商工団体、中小機構の各地域本部、各地の経済産業局など、全国約1,000カ所に相談窓口を設置。
- 中小・小規模事業者の皆様方の御懸念・御不安・御相談に、きめ細かく対応するとともに、関係業界への影響を調査・把握。

<特別相談窓口の設置機関・設置数>

設置機関	設置数
地方経済産業局	9
日本政策金融公庫	219
沖縄振興開発金融公庫	5
商工中金	102
信用保証協会	51
商工会議所	515
商工会連合会	47
中小企業団体中央会	47
よろず支援拠点	47
全国商店街振興組合連合会	1
中小企業基盤整備機構	10
日本貿易保険（NEXI）	2
合計	1,055

<各地方局での相談窓口>

四国局



中国局



近畿局



沖縄局



プッシュ型の影響把握①（4/7 古賀副大臣の群馬訪問）

- 窓口で相談を待つだけでなく、こちらから声がけし、現場の声を積極的に拾う「プッシュ型の影響把握」をただちに開始。
- 4/7には古賀副大臣が群馬を訪問し、現地の自動車メーカーやサプライヤーと直接意見交換。これを皮切りとして、大臣以下政務、事務方幹部一体となって、切れ目なく取組を進める。

<古賀副大臣の群馬訪問 結果概要>

訪問日時 : 4月7日（月）
訪問・意見交換先 : 自動車メーカー 1社（株式会社SUBARU）
自動車サプライヤー 計6社

企業からの主なご意見

- ・現時点では、どのような影響が出るかまだよくわからないが、今後の先行きが見えず大変に不安。相談窓口はありがたい。政府には引き続き、迅速・きめ細かな情報発信をしてもらいたい。
- ・仮に今後発注が減少した場合の資金繰りや雇用維持への不安が非常に大きい。
- ・リスクが強くなるためにも、自動車以外の分野への進出など経営の高度化が重要。設備投資など前向きな取組を応援してもらいたい。

<スバルとの意見交換>



<池田製作所との意見交換>



<サプライヤーとの車座>



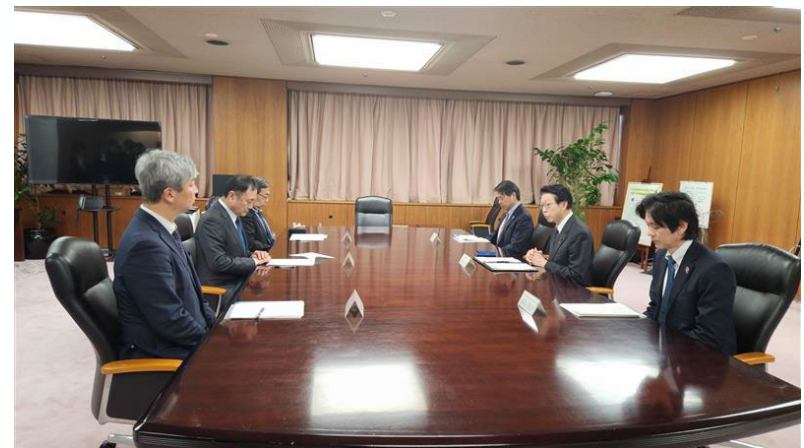
プッシュ型の影響把握②（主要業界との直接の意見交換）

- 米国の関税措置を控え、2月末、武藤経産大臣と鉄鋼・アルミ業界及び自動車業界の意見交換を実施し、業界から関税措置にかかる率直な意見を聴取。
 - 両業界からは、日本の産業による米国へのこれまでの貢献のアピールや、我が国製品の追加関税からの除外の働きかけ等について、日本政府への依頼の声があった。
- 加えて、取引適正化の要請を行うため、サプライチェーンの裾野が広く中小企業の賃上げに対する影響が大きい業界である産業機械業界（4/7月）及び自動車業界（4/8火）との意見交換を実施。
 - あわせて、米国の関税措置が各業界のサプライチェーンに影響が及ぶ可能性について触れながら、中堅中小の部品メーカーとの適正な取引を要請。

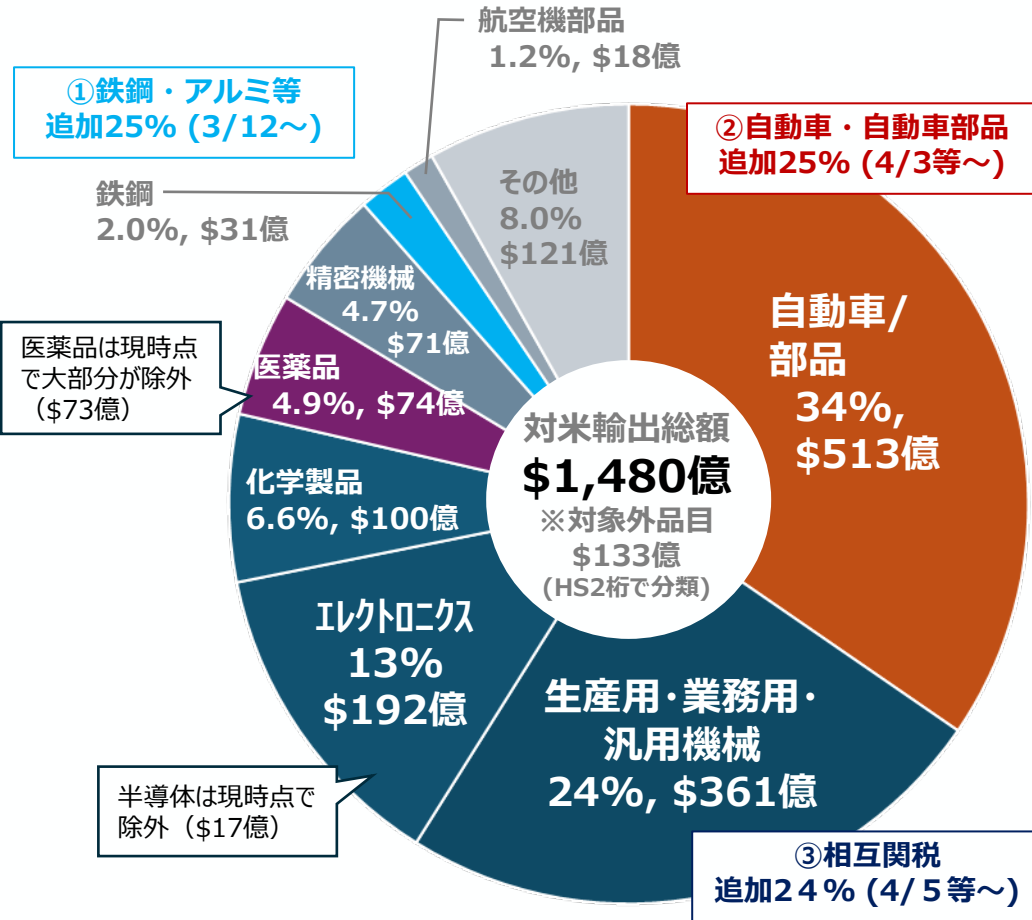
<鉄アルミ業界及び自動車業界との意見交換（2/25）>



<産業機械業界との意見交換（4/7）>



米国の日本からの輸入品目(2024年)と追加関税の賦課状況



- 米国への輸出（約22兆円）の過半の品目への追加課税が公表。
 - ① 鉄鋼・アルミ製品及びその派生品
 - ② 自動車及び自動車部品
 - ③ 相互関税
- 幅広い業界や企業へのヒアリングを実施し、国内産業への影響精査中。

【参考】

- 現地生産が困難な製品など、関税の影響が比較的小さい品目も存在（企業・製品によって影響に差）。
- （日本からの対米輸出だけでなく）アジア等の海外生産拠点からの対米輸出が関税の影響を受ける企業も存在。

(注) 上図では、次の点を考慮していない。

- 鉄鋼・アルミ派生品（例：アルミ製のエアコン部品）への関税（①）については、関税コード上、他の製品分類に入る製品にも賦課される。
- 相互関税の対象となる区分の中にも、関税コードの細分（HS 8 桁レベル）で除外される品目が多数存在。

(参考) 米国の日本からの輸入品目 (HSコード4桁ベース : 2024年)

自動車・自動車部品関税
+25%

相互関税+24%
※ただし医薬品・半導体等の
対象外品目有

	HSコード	品目名	輸入額 (億ドル)	割合 (%)
1	8703	乗用車その他自動車	408	27
2	8708	自動車部品	74	5
3	8429	建機 (ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル)	53	4
4	3002	医療品 (血液等の免疫産品、ワクチン、毒素、細胞培養物等)	53	4
5	8486	半導体製造装置	40	3
6	8443	印刷機並びに部分品及び附属品	32	2
7	8507	蓄電池	30	2
8	8411	ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン	21	1
9	9018	医療用機器	21	1
10	3824	鑄造用の薬剤 (鑄物用の鑄型又は中子の調製粘結剤、化学品、調整品)	20	1
11	3004	医薬品	19	1
12	8807	航空機部品	18	1
13	8409	航空機用・船舶用エンジン部品	16	1
14	8504	変圧器、整流器、インダクタ	15	1
15	8407	航空機用・船舶用エンジン	15	1